

身に覚えのない架空請求にご注意!

事例1

「有料動画の利用料金が未納です。本日中に連絡がない場合、法的措置に移行します。」というメールが携帯電話に届いた。心当たりがないが、このまま放置してよいか。
(置賜地区内全域)

事例2

「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というハガキが見知らぬ機関から届いた。「商品代金が未払いのため、契約会社から民事訴訟としての訴状が提出されたことを通知する。期日までに連絡がない場合、差し押さえを行う。」などと書かれているが、身に覚えがない。(置賜地区内全域)



ひとことアドバイス



- はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡して下さい」などと書いてあっても絶対に連絡しないようにしてください。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



いちいちまる

やまがた110ネットワークへの登録をお願いします。

山形県警察がメールで配信する「不審者情報」や「交通安全情報」など8種類の情報を種類、地域を選択して受信できます。うそ電話詐欺（特殊詐欺）の発生情報も配信しておりますので、御活用ください。携帯電話やスマートフォンを使って、yp1@ox03.asp.cuenote.jp に空メールを送信すると登録方法を御案内するメールが届き、画面の案内に従って必須項目を入力するだけで、簡単に登録できます。

詳しくは山形県警ホームページを御覧ください。



消費生活出前講座のご案内



置賜消費生活センターでは、悪質商法や詐欺、契約トラブルなどに関する相談事例の紹介やトラブルへの対処法などについて分かりやすく説明する消費生活出前講座を行っています。

みなさんのところへ講師がお伺いします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

〈お問合せ・お申込み〉 置賜消費生活センター

TEL：0238-24-0999



6月・7月の消費生活法律相談

6月 7日(木) 13:30~15:30

7月12日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072